

寿都湾

◎ 議会だより

平成29年 第3回定例会

平成29年第3回定例会は、9月20日招集され、報告2件、諮問1件、同意案1件、意見案2件、規約の

改正3件、単行議案2件、補正予算6件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

審議した案件

報告

◆平成28年度寿都町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成28年度の財政状況について監査委員の意見を付して議会に報告するもので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はそれぞれ赤

字の状況にありません。

実質公債費比率（一般会計の公債費、公営企業会計への繰出金の公債費相当額などが標準財政規模に占める割合）は、前年比で1.9%

減の15.3%で、将来負担比率（一般会計が将来に向けて負担する地方債残高や債務の標準財政規模に占める割合）は、前年比15.5%の減の100・1%とともに早期健

全化基準を下回っておりません。

資金不足比率は3特別会計（簡易水道・公共下水道・風力発電）とも、資金の不足はありません。

◆株式会社寿都振興公社 第29期経営状況報告

平成28年度における「ゆべつのゆ」の利用状況につきまして、入館者数は前年度より3千678人増の10万7千503人の利用となっております。

毎週火曜日の半額デーの企画が増加の主な要因となっております。

売店の売上げについては、入館者は増加したものの、客単価の減少により25万5千円の減となっております。

No. 175 平成29年11月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会
寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431



9月10日に寿都消防団演習が行われました



ります。
入館料等の収入は3千873万9千円となっております。

振興公社全体の決算状況については、売上げ総利益が5千943万3千円になり、販売費及び一般管理費に係る費用6千53万4千円を差し引いたマイナス110万1千円が営業利益となります。

営業外収益の167万4千円を充てますと57万3千円が平成28年度の経常利益となります。

経営の安定化に向けた取り組みとしては、バイオマスボイラー削減効果を引き出すための維持管理を徹底し、引き続き利用者が落ち込む毎週火曜日をサービスデーとして継続実施いたします。

新たな展開である二セコアンテナショップにつきま

しては、寿都振興公社が適正な管理・運営を担うためにも連携協力し、また、関係団体との調整を図り、健全な運営体制に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

人事案件

◆人権擁護委員の候補者の推薦

- ・榎谷 和幸 氏
- ・神 貢一 氏 (磯谷町鮫取潤)
- ・森林 敦子 氏 (新栄町)

を推薦いたしました。
◆教育委員会委員の任命の同意

- ・金子 三象 氏

の任命に同意いたしました。

意見案

◆オスプレイ飛行訓練の中止を求める意見書
（賛成1：反対7）

◆核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書
（賛成2：反対6）

規約の変更

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
（原案可決）

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
（原案可決）

◆北海道市町村総合事務組合規約の変更
（原案可決）
これら3件の規約は、構成する一部の団体が処理する事務の追加による名称の変更と、脱退による名称の変更が生じたため規約を変更するものです。

単行議案

◆財産の無償貸付の変更
（株）寿都振興公社に無償貸付を行っている、そば処と

た。

して営業している橋本家北側土蔵について、トイレ棟の新設に伴い一部構造と面積が変更となるため、地方自治法の規定により無償貸付の変更を行うものです。

◆財産の無償貸付
（原案可決）

◆財産の無償貸付
（原案可決）
寿都町の魅力発信と水産物のブランド力の向上に努め、経済の好循環を図るために新たに二セコ町に展開する施設、アンテナショップの管理運営を行うにあたり、地方自治法の規定に基づき、(株)寿都振興公社に無償貸付を行うものです。

補正予算

◆寿都町一般会計補正予算(第3号)
（原案可決）
予算総額に2千395万8千円を追加し、総額を50億3千246万9千円とするものです。

●補正の主なもの
・総務費（北海道自治体情報システム協議会負担金ほか）
529万3千円増

・民生費（介護保険事業特別会計繰出金ほか）
565万7千円増

・衛生費（簡易水道事業及び下水道事業特別会計繰出金）
278万円増

・農林水産業費（美谷漁港内船体上架用巻上げ機取替え事業補助金ほか）
285万円増

・土木費（バイオオマスボイラー排煙モーター取替工事ほか）
316万円増

・教育費（電線地下埋設負担金ほか）
421万8千円増

◆平成29年度寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
（原案可決）

●補正の主なもの
・諸支出金（国庫支出金等過年度分返還金）
1千266万1千円増

◆平成29年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
（原案可決）

●補正の主なもの
・基金積立金（介護保険給付準備基金積立金）
575万8千円増

・地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業負担金）
611万7千円増

・諸支出金（国庫支出金等過年度分返還金）
194万7千円増

◆平成29年度寿都町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
（原案可決）

●補正の主なもの
・総務費（湯別ポンプ場受水槽水位計取替工事）
108万円増

◆平成29年度寿都町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
（原案可決）

●補正の主なもの
・施設費（合併処理浄化槽設置工事）
170万円増

◆平成29年度寿都町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
（原案可決）

●補正の主なもの
・電気事業費（風力発電定期安全管理検査対応業務委託料）
620万円増

予算総額に1千382万2千円を追加し、総額を4億3千812万2千円とするものです。

予算総額に620万円を追加し、総額を6億420万円とするものです。

ここが聞きたい

一般質問

第3回定例会での一般質問では2名の方から3項目について質問がありました。

幸坂 順子 議員

財政 国民健康保険の都道府県化について



■質問

国民健康保険の都道府県化について町長に伺います。

来年度から国民健康保険の都道府県化が行われます。

今まで市町村で行われていた国保の運営が道に移され、保険料も道が標準保険料を決め、市町村はそれに従い納付金を決めることとなります。寿都は国保料ではなく、国保税として徴収されています。

当初保険税が安くなる自治体もあるような報道がされましたが、現時点では全ての自治体が引き上がる見通しとなっています。今でも高い保険料がさらに高く

国保の保険税は他の社会保障が所得に応じて決められるのとは違い、所得割の他に資産割・均等割・平等割が合算されます。低収入でも建物や土地があるために、資産割で高い国保料を請求されることもありま

す。資産割は廃止すべきと思います。

今回役場から出された資料では資産割は廃止するという方向で載っておりまして、そのことは大いに歓迎したいと思います。

また均等割については、「おぎゃあ」と生まれた赤ちゃんにも均等割が平等に掛かります。多子世帯は国保料が高くなります。子育て支援の観点で子どもについては均等割は廃止を考慮すべきではないでしょうか。

●町長

幸坂議員の御質問にお答えします。

1点目の国民健康保険の都道府県化についての質問であります。国では、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤安定、負担の公正化、医療費適正化を目的として、持続可能な医療保険制

度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月に成立、財政基盤の強化を図るため、平成30年4月から国保への公費財政支援の拡充と、都道府県が財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担うことが決定しております。

北海道では、平成30年4月から国保運営主体となるにあたり、国保運営の基本方針となる北海道国民健康保険運営方針を策定すると共に、国が定めた納付金及び標準保険料率ガイドラインに基づき、各市町村が納めるべき納付金等の仮算定を行ってきたおり、納付金算定方法の合意形成や、国保料が大幅に上がる一部市町村への激変緩和措置等について、協議調整を行ってきたところであり、引き続き制度移行に向けた準備を行っているとあります。

一つ目の、都道府県化後も法定外の繰入れを行うべきではないかとの質問であります。北海道が定めた北海道国民健康保険運営方針では、市町村国保の保険者が解消・削減すべき赤字額としては、決算補填等目的の法定外繰入額と決算補

填等目的の繰上充用金の増加額との合算額と定められております。

また、赤字解消・削減の取組では、医療費の動向や適正な保険料率の設定、収納率等に関する要因分析を行ったうえで、必要な対策を整理し、道へ報告することに決定しており、制度移行を見据え、平成29年度から赤字の解消・削減に取組むこととし、更には、この赤字解消・削減の目標年次を、激変緩和措置の実施期間を参考に、6年以内を基本とした計画を策定、段階的な赤字解消に取組むことも定められております。

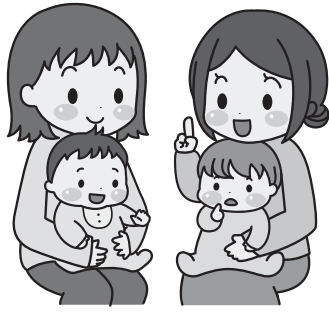
このことから、今まで本町の国保特別会計に低所得者対策として政策的に実施してきました法定外繰入金は、解消すべき赤字として定められたことから、この運営方針に沿って、本来あるべき姿に戻すため、低所得者に配慮しつつ激変緩和措置を講じたうえで、6年間で計画的に解消できるよう対応して参りたいと考えております。

二つ目の、資産割は廃止すべきとの質問であります。現在、本町における国保税の算定にあたっては、応能割となる所得割・資産

割と、応益割となる均等割・平等割の4方式で算定しており、平成29年度の資産割の税率は、被保険者の固定資産税に対し、医療分が33%、後期高齢者支援金分が7%、介護納付金分は3%となっております。

平成27年度の調査であります。北海道内の賦課方式では、資産割を含む4方式での賦課は17市町村、資産割を除く3方式での賦課は52市町村となっており、4方式による賦課方式が多い状況ではありますが、人口が多い市では3方式を採用していることから、全道の総世帯数・被保険者数で見ると約8割が3方式となっており、北海道における平成30年度からの納付金算定では、3方式とすることが既に決定しております。

また、厚生労働省の国民健康保険実態調査報告によると、かつては資産を有する農林水産業及び自営業者が国保の中心でありましたが、現在は無職者や低所得者が約75%と大部分を占め、資産割に用いる固定資産は居住用資産も対象となっており、本町におきましても平成30年度の都道府県化に合わせて、



低所得者の資産割負担を考慮し、現状の4方式から資産割を除いた、3方式に見直す方向で今後検討して参りたいと考えております。

三つ目の子育て支援の観点から、多子世帯への子ども均等割を廃止してはとの質問であります。国保制度は医療費負担の相互扶助の観点から、国民健康保険法において法律の目的が定められており、国民健康

保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与すると規定されております。

また、会計につきましては特別会計を設け、歳入歳出を処理することとなり、負担の公平性から子育て支援を目的とした政策とは、一線を画す事業と判

断しております。

このことから、子育て支援につきましては、今までも子ども医療費助成事業対象年齢の引上げや多子世帯の保育料の負担軽減等を行ってまいりましたので、今後も国保事業とは別に引き続き必要な支援策を講じて参りたいと考えております。

いずれにしても、国保税の引下げには、歳出となる医療費の動向が大きく影響しており、医療費の適正化・削減が大きな鍵となります。

このことから、中長期的な視野で後に大きな病気の要因となる生活習慣の改善や、健診受診率の向上など、町民一人ひとりの日頃からの健康づくりに対する意識啓発に地道に取り組んで参りたいと考えております。

■再質問

国保というのは他の医療保険と比べて非常に保険税の収入に占める割合が高いんですよね、どのくらい高いかというところ、保険料の負担率を協会健保と比較しますと、保険料の収入に占める割合は協会健保6%ですが、国保では12%と倍になっていきます。

しかしこの国保税が最初から高かった訳ではありません。昭和32年厚生白書が出されておまして、医療保険の適用を受けていない国民は約2千900万人、総人口の32%に及ぶと報告されています。そこで保険証を持たない国民が一度病気になる多額の医療費が必要となり、貧困に陥ることが指摘されています。

前年の31年の社会保障制度審議会でも同様の指摘が行われており、疾病と貧困の悪循環を断ち切ることが、戦後の日本の復興の為に必要との考えから、昭和36年国民皆保険制度が敷かれたわけです。それで国民健康保険がスタートしました。

その時点では地域毎に大変生活に格差があるということ、市町村が保険者になるということが法律で決められております。他の保険に加入できない全ての人が国保の被保険者となるのです。保険税と医療費の支出の負担ができない人も、国民健康保険は抱え込むことになりました。そのため国庫負担が大変重要で不可欠になる訳です。当初国保財政に占める国の負担率は約60%でした。



しかし昭和59年から国庫負担率は低下し、現在は25%程度にしかすぎません。減らされた国庫負担の分が保険税に上乗せされるので、保険税が高くなっている一つの要因です。

国保は誰もが一度はお世話になる医療制度です。今働いて元気でおられる方も退職後は国保になります。元々低所得者が多く、事業主負担もないのですから支える保険税、支払える保険税にするために国の負担が重要です。町としても国に負担を増額するよう要請すべきであると思います。

また都道府県化に移行した後も市町村の役割は何も変わりません。寿都町は財政から繰り入れて、保険料の値上げを抑えてきた訳で

すけれども、さらにこれからも住民の命と暮らしを守る立場で法定外繰入れを行い、保険税の抑制に努めるべきだと思います。

●町長

先ほども申し上げましたとおり国としては、この皆保険を持続的にしようということでの大改革の中で、今スタートしようとして、

少しでも低所得者にも配慮した中で検討、設定をしております。国保の低所得者に対する支援だけが支援ではなくて、先ほどもお話ししたように病気になる。それが逆に医療費を削減することによって、保険税にも下げることができるといことで、複合的にこれは努力していかねば、なかなか国が全てでも面倒をみるといつても、要請するところは要請はしていきますけど、具体的にとり進めようとしているところではありますから、実際に30年の4月からスタートしてその状況を見た中で、また国に要請するところは国に要請していきたい。

また我々が自治体で努力するところは努力していきたいと考えておりますので

御理解のほどお願い申し上げます。

■幸坂議員

国保については医療費が上がっている国の財政が厳しいということ、だんだん国の負担が減らされている訳ですけれども、国の政の一番の基本は国民の命と暮らしを守ることにあると思います。

この国保が始まった原点到に立ち返った時にやっぱり、払えない国保料では制度自体が壊れてしまう。そういう問題をやらんでいるのではないかと思います。国民皆保険制度が崩れてしまっているのではないかと、その意見もありますので、その辺は重く認識していた、ただたらと思っております。

教育
読書活動の推進を



■質問

読書活動の推進をという
ことで教育長に質問いたし
ます。

読書は子どもにとつて
も、大人にとつても心の栄
養ですが、残念なことに近
年読書離れが進んでいま
す。文化センターの図書室
でも、利用状況は良くない
と聞いています。図書室を
もっと活用する施策が必要
です。

昨年視察した海士町では
人づくりに向けた重点施策
に、図書館事業を位置付け
ています。

当初、海士町には図書館
がありませんでしたが、人
が集まる場所を図書館分館
と位置付け、島全体を図書
館とする、島まるごと図書
館構想を打ち立て、大人も
子どもも本を身近に感じら
れる環境を作っています。

寿都町でも道の駅やふれ
あく寿などの公共施設に分
室を作る。また返却ポック
スを各地に設置し、行事が
あつて文化センターを訪れ
た際に、気軽に本を借り、

返却は近くの返却ボックス
でできるなど、もっと本に
親しめる環境づくりを進め
るべきではないでしょうか。

●教育長

読書活動の推進について
の御質問についてお答えし
ます。

読書は想像力を高め心や
脳の栄養、あるいは読解力
を高め、書くこと、語彙力
を向上させると言われてお
ります。

総合文化センター内にあ
ります図書室の過去5年間
の利用状況をみますと、平
成24年度と平成28年度との
比較では、平成24年度が
6千63人、平成28年度が
5千413人と減少傾向のよう
にあります。これは小・中
学生の利用が影響してい
るものであり、各小・中学
校への移動図書によるもの
が要因と思われる。

図書室と小・中学校の
移動図書の利用数をみ
ますと、平成24年度が
1万1千108冊、平成28年度
が1万1千519冊と約400冊で

はありますが増えており、
決して読書離れや図書室の
利用が良くないということ
ではなく、本に触れる機会
は大きく、変化しているも
のではないと思われま

す。幸坂議員の御指摘にあり
ますように、図書室を広く
活用していただきたいとい
うことは、教育委員会も同
じ思いであり、その方法の
一つとして広報等を通じ、

新刊本の紹介、図書室に読
書机、勉強机を設置するな
ど環境づくりに努めている
ところであります。

また、もっと本に親しん
でもらえるように、乳幼児
を持つ保護者に図書のプレ
ゼントをして、読み聞かせ
の習慣化を図るブックス
タート事業や図書職員とポ
ランテニアによる読み聞か
せや紙芝居などによるブック
フェスティバル事業を展
開し、読書習慣の啓発や図
書室の利用の促進を図って
いるところであります。

さらに小学校では授業の
始業前の読み聞かせや、朝
の10分間読書、そして小・
中学校については、先ほど
も申し上げましたが、年間
約5千冊の移動図書や読書
感想コンクールなど、さま
ざまな場面で読書に親しむ
環境を作っているところで

あります。

御質問にあります、公共
施設内に図書室の分室や、
返却ボックスの設置につい
てであります。図書を選
ぶ場所が身近にあつた方が
良いという事は言うまでも
ありませんが、分室という
ことになりますと、図書の
数、管理、場所の確保等が
必要になってまいります。

特に、蔵書の規模からも
総合文化センターの図書室
にある多くのジャンルの中
から図書を選ばれた方が、
利用者にとつても、利便性
がありますので分室を設置
するという考えは持つてお
りません。

また、図書の返却につい
ても、総合文化センターの
閉館時間の午後10時まで
は、教育委員会窓口でも対
応しておりますが、直接図
書室にお持ちいただけれ
ば、また次の借入れにつな
がりますので、御理解いた
だきたいと存じます。

いづれにいたしまして
も、最近では、本の利用に
ついては、アナログからデ
ジタル電子書籍へ移り変わ
る傾向ではございますが、
改めて本の良さ、図書室の
魅力を多くの町民に御理解
いただき、本に親しんで
いただく環境づくりに努めて

まいります。

■再質問

読書活動の推進をという
ことで寿都町では、今教育
長が指摘されたようにいろ
んな試みがなされておりま
す。それでもやはり読書離
れが進んでいるというのが
耳に入っております。

返却ボックスの問題です
けれども、文化祭とかいろ
いろな町の健康行事なども
ありまして、文化センター
に来た際に、本を借りたい
んだけれども、やっぱり、
ここまで返しに来るのが大
変という声を聞いておりま

す。

町内はまだ良いんですけ
れども、歌棄、磯谷方面、
そちらの方は本を返しにわ
ざわざ来るといことが、
なかなか難しい状況、借り
ていつてちよつと返す所が
あれば、本を借りやすいと
いうことも聞いています。
だからそういう身近に本
を借りられるという場所と
いいですか、そういうシス
テムを作っていくというこ
とは必要かなと思います。

それと道の駅、ふれあく
寿で分室という話もしま
したけれど、ふれあく寿は
漫画の本は今たくさん置か



れています。すごい量置いてあるんですけど、子どもがあそこに行つてゲームをして遊んでいる姿がよく見られるんですけども、そこにやっぱり本もあるというそういう環境は大事かなと思います。

また市街地以外の方々の借入れにつきましては、福祉バスを利用して来られ借入れをしていただき、そしてまた返却しながら次の本を借りていただくということで、対応をしていただくければというふうに思います。

また、道の駅やふれあう寿で利用の関係も先ほど出ておりましたけれども、分室的なものを設置した場合に、限られたジャンルの本しか置けないということもありますので、さほど離れている場所でもございませんで、是非文化センターの図書室を利用していただき、多くの蔵書の中から読んでいただければ、非常に良いのかなというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

●教育長

1 点目の返却ボックスの関係でございませけれども、行事の時に文化センターの方にいらしていただき借りていただけたということは大変有り難いことだと思います。

しかし、借りるのは良いけれども返却が大変だということ、借入れをしていただけないという方がいるということだと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、借りてきた本を返しに来ていただくことによって、本の利用が向上されるということ、



越前谷由樹 議員

医療 人工透析患者のために 充実した医療提供を



■質問
本町の医療については第一次医療としての診療所を中心に町民本位の積極的な展開が図られており安堵しているところがあります。

しかし、以前は特殊医療扱いされていた人工透析も最近特に患者数が増えている現状から、その対応が必要になってくるのではないかと思います。最近のデータによりますと、人工透析患者数寿都が16名、島牧が3名、黒松内8名計27名という状況のようであります。

人工透析は腎臓の代わりに透析装置で血液をろ過する療法であります。1回に4、5時間かかること、週に3回必要とされています。患者の多くは伊達市にある泌尿器科病院に送迎と共に通院されている状況と聞きますが、送迎で3時間、人工透析で4、5時間かかるとなれば1日がかりで利用していることになり

ます。また、2日に1回の割合

で通われている方もおります。伊達市に行かなくても、本町にて人工透析ができるのであれば、患者としては少しでも日中自宅でゆつくりした時間が持てるのではないかと思います。

そこで町長にお聞きします。

1、人工透析患者のための施設を整備するとなれば、どういふことが必要か。人的面や機器等施設整備面

でどのようなことが必要なのかお聞きします。

2、人工透析を1町村で行うことは財政運営面で非常にハードルが高いと思えます。近隣町村が互いに負担し合う広域的な取組としてできないか。3力町村の話し合いができないものかこの点についてお聞きします。

●町長

越前谷議員の御質問にお答えいたします。

人工透析は、腎不全に陥った患者が尿毒症になるのを防止するため、腎臓の代わりに透析装置で血液の

ろ過をするのが、人工透析療法で、1回に4時間から5時間の時間を要し、週に3回程度行う必要があります。

患者数であります。越前谷議員がおっしゃるとおり、現在本町では16名の患者がおり、黒松内町では8名、島牧村では3名の患者が人工透析を行っている聞いております。

医療機関につきましては、平成28年の調査であります。後志管内では小樽市に10医療機関、倶知安保健所管内で3医療機関、岩内保健所管内で1医療機関、併せて14医療機関となっておりまして、新聞報道もされ、御承知のこと

と思えますが、9月4日から岩内協会病院においても人工透析を開始し、後志管内では、15医療機関となつたところであります。

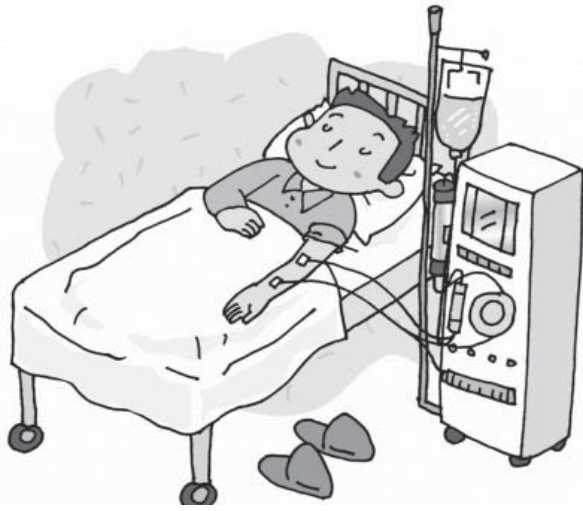
また、車での送迎を行っていることから、本町の多くの患者は伊達市にある医療機関へ通院し、人工透析を行っている状況であります。

一つ目の人工透析患者の施設の整備するとなればどういふことが必要か、また人的面や機器等施設整備面についての質問であり

ますが、実施するに当たり人的面についてですが、人工透析について専門的な知識や技術を有する医師、例えば、泌尿器科医・腎臓内科医の配置、また専門看護師の配置、更には機器を管理する臨床工学技士の安定的確保が必要となります。

機器等施設整備面につきましては、人工透析を行うための人工透析器、透析廃液浄化機など専門の機器の整備や、透析を行うための場所の確保などが考えられます。特に透析患者は感染症に配慮する必要があります。ことから、個室等の準備も必要となると聞いております。

二つ目の近隣町村との広域的な取組として、3力町村における話し合いができないかとの質問であります。島牧村につきましては、現在北海道家庭医療センターを含め、本町との間で広域による安定的な医療体制の確立に向けて協議を開始したところであり、黒松内町につきましては、新診療所の整備にあたり人工透析を行う予定はないとのことであり、御承知のとおり特に人的面においては、地域医療における医師



や技術者確保は、地方の医療機関にとつては大きな課題となっておりま。

幸い本町における一次医療の確保につきましては、北海道家庭医療学センターから医師が派遣され、比較的安定的に医師確保は行われているところであり、北海道家庭医療学センターにおいても、人員体制が厳しい状況の中で、優先して寿都町へ派遣していただいている状況であります。

者の方々の生活的負担は大きく、重々認識しておりますが、人工透析を実施するためのハードルは人的・施設的にも非常に高く困難であるとされており、現状では島牧村・黒松内町とともに同様の認識にありますので、一次医療の充実・強化に向けて、近隣町村と連携してまいります。

さらに今後は、人工透析をしなければならぬ患者の原疾患で一番多いのが糖尿病性腎症であり、町としても今以上に様々な機会を

通じて、新たな人工透析患者が出ないよう、保健師や栄養士と医療スタッフが連携し、住民に対する糖尿病の予防に力を入れてまいります。

■再質問

確かに施設整備となると、非常にハードルが高いと思えます。一遍に解決はできないですが、島牧、黒松内との3力町村または蘭越を含めて4力町村が、話し合いして人工透析問題についてどういう方向付けをしていくのかという機会を持っていないのか。

また、現在話し合いはしていると思いますが、人工透析に係わらず、全体的に充実した医療を果たすため、現場職員同士の話し合いや、また町村長同士の話し合いの場というものを設けることができないものか。

そこをところをお聞きします。

●町長

話し合いは3力町村、決して出来ないことはありませんけれども、先ほどお話ししたとおり、人的面、特に岩内協会病院がこの9月からスタートしたというのも、相当苦労した中での設置というふう聞いておりますし、そういった我々のこの人口の少ない自治体、仮に広域的でやろうという思いはあったとしても、現実的な人的部分、また設備的な部分の負担を含めてです。

ね、現状では非常に不可能に近い状況ではないかなと思えます。

その代わりうちには有り難いことに、1次医療の関係で安定的な医師の確保できることが非常に有り難いことで、その面で先ほどお話ししたとおり、3力町村は連携しながら1次医療に関しては、他の町村には負けない体制づくりを構築していくというのが、これからの我々の務めであるというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

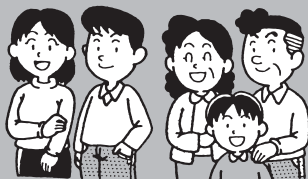
■越前谷議員

町長のお話は解りますが、これから人工透析患者は、もつともつと増えていくんじゃないかなるか、そういうことも懸念される訳であります。いろんな面で検討していかなきやならないし、糖尿病の関係もありまして、予防的なこともしていかなければならない。もつともつと3力町村交えて、話し合いをして欲しいと思います。

気軽に 見に来ませんか?

12月に定例議会が開かれます

議会は皆さんのものです。だからこそ「1人でも多くの方に議会を見てほしい」そして「皆さんと共に、まちづくりを考えたい」ぜひ議会の傍聴に来ませんか?



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(TEL 62-2511)

7 月

24日 寿都地区防犯協会定期総会 (小西議長)

8 月

2日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会 総会及び要望会
(余市町、小樽市、札幌市 小西議長)

5日 歌楽巖島神社祭典宵宮祭 (小西議長)

21日 例月出納検査 (沢村監査委員)

25日 衆議院議員中村裕之政経セミナー (小樽市 小西議長)

26日 湯出神社祭典宵宮祭 (越前谷議員)

29日 後志町村議会議員研修会 (ニセコ町 小西議長、他議員多数)

30日 総務・産業常任委員会 道内所管事務調査 (厚岸町、鹿追町 小西議長他議員多数)

～9月1日

9 月

2日 近隣町村交流トビウオ水泳大会 (木村総務常任委員長)

5日 参議院議員徳永エリ政経セミナー (札幌市 小西議長)

8日 寿都町敬老会 (小西議長、他議員多数)

10日 寿都消防団演習 (小西議長、他議員多数)

14日 議会運営委員会 (木村親志委員長、沢村副委員長、山本委員、木村眞男委員、
石澤委員、小西議長)

20日 第3回定例会・全員協議会

26日 例月出納検査 (沢村監査委員)

10 月

1日 寿都小学校学芸会 (小西議長、他議員多数)

2日 産業常任委員会町内所管事務調査 (山本委員長、木村親志副委員長、沢村委員、
越前谷委員、斉藤委員、石澤委員)

3～4日 平成28年度分決算審査 (沢村監査委員)

14日 北部方面隊創隊65周年記念行事 (札幌市 小西議長)

25日 第6回臨時会・全員協議会



後志町村議会議員研修会



寿都町敬老会